

令和 5 年 5 月 25 日現在

機関番号：34310

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2022

課題番号：18K01263

研究課題名（和文）子ども法における公私の法主体による支援の法関係構造

研究課題名（英文）The structure of the legal relationship between public and private legal actors involved in child care support

研究代表者

横田 光平（YOKOTA, Kohei）

同志社大学・司法研究科・教授

研究者番号：10323627

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、児童虐待問題を中心に、子ども・親・国家の法関係に関して介入に対する支援の優位の法的意義を明らかにした上で、公私の法主体による支援の法関係として、児童福祉法上の社会的養護の仕組みと未成年後見の関係、養子法における養子縁組里親制度と養子縁組あっせん法の関係、里親委託の両義的性格などを理論的に解明した。

さらに、児童虐待問題を超えて、子ども・子育て支援制度や、特別支援教育制度、教育機会確保法といった学校教育制度にまで視野を広げて、それらの法理論状況を相互に参照しつつ総合的観点から考察することによって、支援における公私の法主体相互の法関係の基本構造を解明した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、児童虐待問題など社会的に重要な問題でありながら、子どもに関連する法分野のいずれにおいても境界領域にあったため、これまで十分な法的検討がなされてこなかった諸論点に関して、法分野横断的な「子ども法」構想に基づいた総合的な考察により、統一的観点からの理解の可能性を提示するものである。

問題の全体像を明らかにする学術的意義とともに、個別の論点についての法学的な理解のあり方を示すことにより、諸々の社会問題に与える影響という点で社会的意義を有している。

研究成果の概要（英文）：This study clarified the legal significance of prioritizing support over intervention, focusing on the issue of child abuse. It also theoretically explained the legal relationship of support by public and private actors, such as the relationship between the social care and the guardianship for minors, the relationship between the foster parent system for adoption purposes and the adoption mediation law, and the ambivalent nature of foster parent entrustment. Furthermore, beyond the issue of child abuse, this study expanded its perspective to the child parenting support system and some aspects of school education system, such as the special needs education system and the law for securing educational opportunities.

As a result of the above, this study clarified the basic structure of the legal relationship between public and private legal actors involved in child care support, by examining them from a comprehensive perspective and referring to various legal theoretical situations.

研究分野：行政法

キーワード：子ども法 子ども権利 子ども福祉 児童福祉法

1. 研究開始当初の背景

(1) 子どもに関わる法は、憲法、民法(家族法)、行政法(児童福祉法、学校法)、刑事法(少年法)など多岐にわたり、それぞれの法領域においては自律的な法理論の展開がみられたが、児童虐待や不登校など法分野横断的な考察が求められる社会問題が注目を集めるようになり、それらの問題について核心を捉えた的確な法的考察を行うため、子どもに関わる様々な法分野を総合的な観点から捉える基礎理論の必要性が認識されるようになってきた。

(2) こうした理論状況を踏まえ、本研究者は、法分野横断的な「子ども法」の全体構想(1層:理念、2層:基礎概念、3層:構成要素、4層:基本構造、5層:諸相)を具体化することを目指して研究を進めた。研究は、全体構想の「4層:基本構造=子ども、親、国家、その他の法主体の法関係構造」から出発し、まず児童虐待問題を主たる素材として、「国家介入における子ども、親、国家の法関係構造」を明らかにし、研究成果を公にした(文献)。

(3) この基礎理論研究を出発点として、次に、国家介入における司法と行政の関係の研究に移行し、児童虐待問題における立法動向を踏まえ、具体的な諸問題の検討を通じて理論的解明を行った。これにより、児童虐待問題における「介入に対する支援の優位」に関する具体的な検討が可能となり、子どもの問題において支援に関わる公私の法主体相互の法関係構造についての包括的な研究に着手する準備が整った。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、子どもの問題における公私の法主体による支援につき、総合的な視点に立って多角的な検討を行うことにより、それら法主体相互の法関係構造を明らかにすることを目的とするものである。

(2) 具体的には、子ども法の観点から「介入に対する支援の優位」の法的意義ほか、介入と支援の総合的考察の必要性を明らかにした上で、子ども法における「支援」に固有の視点の存在を明確化するとともに、支援を受ける法主体、利益の差異に焦点を当てた法関係理解の必要性を明らかにすることを目的とした。

(3) 以上のような総合的な観点からの理論研究によって、児童福祉法上の社会的養護の仕組みと未成年後見の関係、養子法における養子縁組里親制度と養子縁組あっせん法の関係、里親委託の両義的性格といった具体的な問題について、公法と私法、もしくは行政法と民法といった伝統的な法学の基本枠組みを超えた総合的な観点からの考察が可能となると考えた。

3. 研究の方法

(1) 本研究は、研究者がこれまで研究を積み重ねてきた児童虐待問題だけでなく、法学研究の蓄積が乏しい子どもに関する様々な問題における公私の法主体による支援のあり方全般に視野を広げるものであるため、実定法分野の研究における通常の方法である先行研究業績の文献研究に加え、児童福祉に携わる行政機関の職員、NPO法人職員、弁護士等との打ち合わせなどを通じて実務家からの知見の提供、意見交換により、本研究に関わる問題意識を深めていくこととした。

(2) なお以上のような研究方法は、2020年以降についてはコロナ禍の下でオンラインによる打ち合わせなどに変更を余儀なくされたが、オンラインによっても不十分ながら意見交換の機会を確保することができたため、研究方法につき大幅な見直しの必要はなかった。

4. 研究成果

(1) 子ども法における介入と支援の総合的考察の必要性を確認するため、児童虐待への国家介入につき立法・行政・司法に分節し、2017年児童福祉法改正に至る過程での「裁判所命令」の議論などを素材として考察し、児童虐待における国家介入の比例原則としての「支援優先」の考え方を明らかにした(文献、文献)。

(2) 児童虐待への国家介入と学校教育における特別支援教育の法的仕組みをあわせて考察し、就学義務と教育を受ける権利の理論的關係を法主体の差異(子どもか親か)に留意しつつ整理し直すことによって、児童虐待の場面に限らず子ども法の様々な場面で介入と支援を総合的に捉

える必要性を明らかにした。この研究は、行政法学の基礎的な構成要素である行政行為の法的効果における「介入と支援の複合的性格」と行政訴訟の関係を問うという形をとった（文献 ）。

（3）従来民法学の研究対象とされてきた養子法につき、2016年児童福祉法改正と民間機関養子縁組あっせん法を素材とし、「子ども法における介入と支援の交錯」を機軸とした分析枠組みに基づいて行政法、子ども法の観点から考察することによって、民法学と行政法学の協働による総合的考察のための基礎理論を提示した（文献 ）。

（4）児童虐待問題における児童福祉法と民法の関係を全体的に問い直し、当初予定していた児童福祉法上の社会的養護と民法上の親権の関係だけでなく、前者と未成年後見の相互関係をも解明する結果となったことから、児童虐待に係る児童福祉法と民法の全体的な関係を初めて明らかにすることができた（文献 ）。

（5）児童福祉法上の制度である里親委託について、従来の民法学説、行政法判例を分析した上で、行政法的観点からの検討と民法学説が着目していた論点の再評価によって、公私両面を有する里親委託の両義的性格を直截に捉える法律論の必要性を明らかにした（文献 ）。

（6）社会保障法において論じられてきた子ども・子育て支援制度と、教育法において論じられてきた学校教育上の特別支援教育システム、教育機会確保法について、子ども及び保護者の法的地位の観点から比較考察し、前者については子どもの法的地位、後者については保護者の法的地位が十分に論じられていないことを確認するとともに、いずれについても選択の保障とは区別されるべき法的地位に目を向けるべきことを明らかにした（文献 ）。

（7）子ども・子育て支援新制度の一環として導入された家庭的保育事業の保育料強制徴収の定めを手がかりに、行政上の強制徴収に係る従来の行政法学説を見直し、その考察結果に基づいて、離婚後等の養育費支払確保への行政関与の可能性を明らかにした（文献 ）。

（8）児童虐待関連法のコンメンタールにおいて共同執筆を担当した部分につき、本研究の研究成果を反映させた（文献 ）。

（9）以上は当初の研究計画で予定していた研究範囲の研究成果であるが、本研究の直接の研究対象ではないものの、本研究の基礎となる「子ども法」の全体構想の観点から重要ないくつかの動向が研究期間中に注目を集めることとなったため、それらについても考察した。民法成年年齢引き下げであり、学校現場のパワハラである。前者は子ども法の「2層：基礎概念」のうち「子ども」概念と直結する論点であり、後者は「3層：構成要素」のうち「脆弱」「変容」に関わる論点であり、それぞれ考察結果を公にした（文献 、文献 ）。

引用文献

横田光平『子ども法の基本構造』（信山社、2010）

横田光平「子ども法の基本構造と憲法上の親の権利」法律時報 90 巻 9 号 116 - 121 頁。

横田光平「児童虐待への国家介入」法律時報 90 巻 11 号 37 - 44 頁。

横田光平「子ども法における『複効的行政処分』と行政訴訟」大橋洋一・仲野武志編『法執行システムと行政訴訟 高木光先生退職記念論文集』（弘文堂、2020）113 - 134 頁。

横田光平「行政法からみた養子法」家族＜社会と法＞ 36 号 55 - 66 頁。

横田光平「児童福祉法の基本構造と民法」鈴木博人・横田光平編『子ども虐待の克服をめざして 吉田恒雄先生古稀記念論文集』（尚学社、2022）123 - 147 頁。

横田光平「里親委託の両義的性格に関する法的考察」法と政治 72 巻 1 号 611 - 643 頁。

横田光平「縮小社会における子ども・子育て支援と学校教育」角松生史ほか編『縮小社会における法的空間 ケアと包摂』（日本評論社、2022）228 - 251 頁。

横田光平「『滞納処分の例』・保育料の徴収・養育費の支払確保」同志社法学 429 号 417 - 438 頁。

磯谷文明ほか編『実務コンメンタール児童福祉法・児童虐待防止法』（有斐閣、2020）

横田光平「民法成年年齢引き下げ」法学教室 462 号 58 - 64 頁。

横田光平「学校現場におけるパワー・ハラスメント」ジュリスト 1530 号 47 - 53 頁。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 横田光平	4. 巻 72巻1号
2. 論文標題 里親委託の両義的性格に関する法的考察 - 行政法学と民法学の協働	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法と政治	6. 最初と最後の頁 611-643
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横田光平	4. 巻 36
2. 論文標題 行政法からみた養子法 - もしくは子どもの権利条約からみた養子法	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 家族<社会と法>	6. 最初と最後の頁 55-66
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横田光平	4. 巻 1766
2. 論文標題 市が運営する家庭的保育事業における乳児の死亡につき家庭保育福祉員の民事上の責任及び市の国家賠償責任が認められた事例	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 賃金と社会保障	6. 最初と最後の頁 4-11
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横田光平	4. 巻 90巻9号
2. 論文標題 子ども法の基本構造と憲法上の親の権利	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 116-121
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横田光平	4. 巻 90巻11号
2. 論文標題 児童虐待への国家介入 - 分析的考察	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 37-44
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横田光平	4. 巻 462号
2. 論文標題 民法成年年齢引下げ - 子ども法の視点から	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 58-64
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横田光平	4. 巻 1530
2. 論文標題 学校現場のパワーハラスメント - 子ども法の視点から「教育」を問い直す	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 47-53
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横田光平	4. 巻 429号
2. 論文標題 「滞納処分の例」・保育料の徴収・養育費の支払確保	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 同志社法学	6. 最初と最後の頁 417-438
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 横田光平
2. 発表標題 行政法からみた養子法 - もしくは子どもの権利条約からみた養子法
3. 学会等名 日本家族 < 社会と法 > 学会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 角松 生史、山本 顯治、小田中 直樹、窪田 亜矢	4. 発行年 2022年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 352
3. 書名 縮小社会における法的空間	

1. 著者名 鈴木 博人、横田 光平	4. 発行年 2022年
2. 出版社 尚学社	5. 総ページ数 394
3. 書名 子ども虐待の克服をめざして	

1. 著者名 磯谷文明・町野朔・水野紀子編集代表	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 741
3. 書名 実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法	

1. 著者名 大橋洋一・仲野武志編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 383
3. 書名 『法執行システムと行政訴訟』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------